



税金を納め過ぎてた場合に返してくれる申告期間が長くなりました！

皆様「更正の請求」という言葉、ご存知ですか？

相続税や所得税を申告した場合、私たち納税者から提出した申告納税額に誤りがあり、「必要以上」に多く税金を納めた際税金を返してもらうことができるのですが、その時私たちが行う手続きのことを「更正の請求」といいます。

昨年 11 月末の法改正により、この「更正の請求」ができる期間が、

・昨年 12 月 2 日以前・・・申告期限後 1 年以内



・昨年 12 月 2 日以降・・・**申告期限後 5 年以内**

と大幅に延長されました！

昨年 12 月 2 日以前のものについては 1 年以内なのですが、これについては「更正の申出」という手続きが設けられており、今からでも納め過ぎの税金が返ってくるかもしれません。各種税目に関して、「申出」ができる期間は、以下の通りです。

図：各税目に関し更正の申出が適用出来る期間

| 税 目 | 法定申告期限から |
|-----|----------|
| 所得税 | 3 年間 |
| 相続税 | 3 年間 |
| 法人税 | 5 年間 |
| 贈与税 | 6 年間 |
| 消費税 | 3 年間 |

以前当瓦版にも書きましたが、特に「相続税」の申告に関して、この「税金の納め過ぎ」というケースがよくあり、その原因としては土地の評価や取引相場のない株式の評価額を過大にしすぎて、半数以上の方が「必要以上に納税してしまっている」のが現状です。相続税以外にも、所得税や法人税など各種税目がありますので、ご自分で一度見直してみることも必要でしょう。「申告関係は、すべて毎年お付き合いのある事務所に頼んでいるよ」という方で、気になることがありましたら、お気軽に弊社へご連絡ください。税目ごとに信頼ある先生をご紹介します。